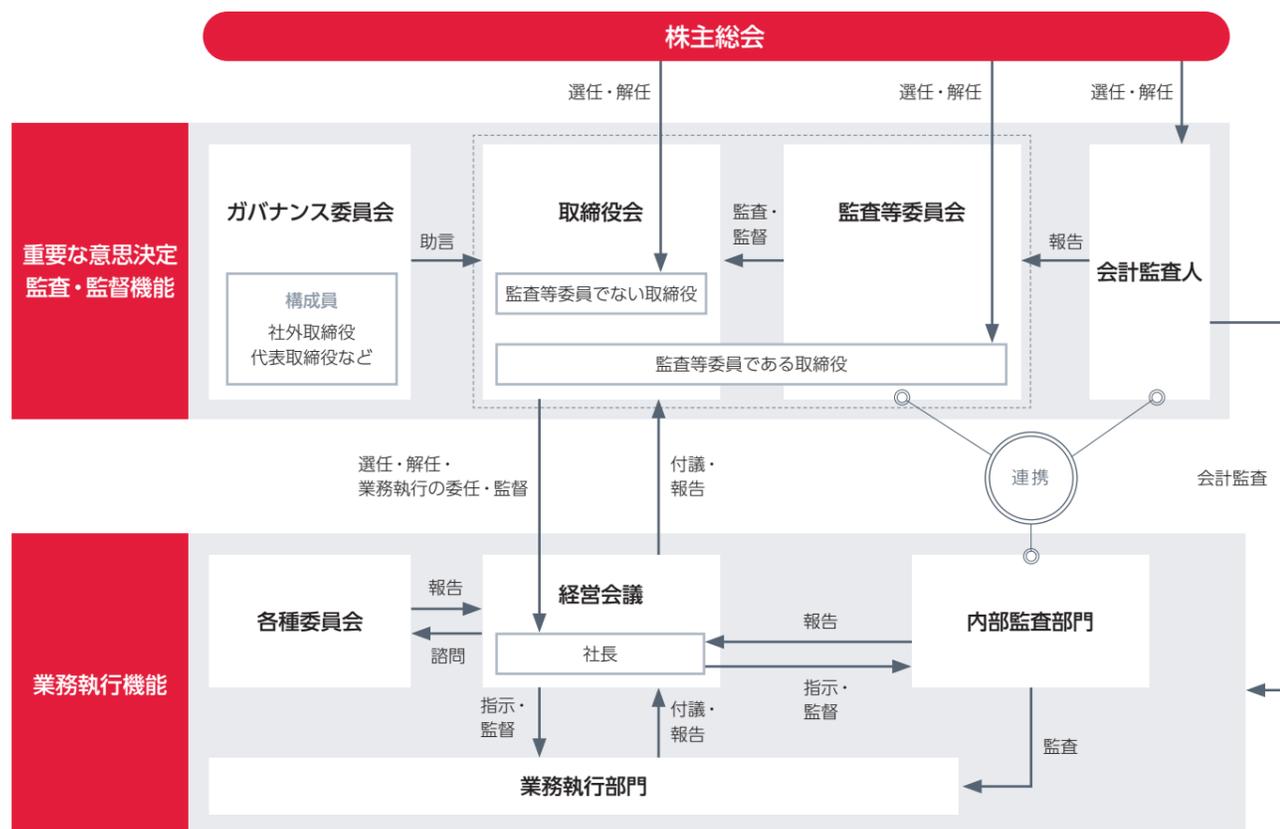


# コーポレート・ガバナンス

## 基本的な考え方

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに主眼を置きつつ、透明かつ健全な経営を行うことが社会的責任の一つと認識しており、株主、お客さま、地域社会、従業員など当社を取り巻く全てのステークホルダーの方々の権利・利益を尊重し、その信頼にお応えしながら、豊かな社会の実現に貢献するよう努めています。係る社会的責任を果たすため、当社は、取締役会の活性化、監査等委員会および内部監査制度の充実、適時適切な情報開示、ならびに投資家向け広報活動（IR活動）の活発化などにより、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを継続的に進めています。



## コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、2021年4月1日付の経営統合を機に、経営の公正性、透明性を高め取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、当社の機関設計を監査等委員会設置会社としました。

当社は、監査等委員会設置会社として、取締役会の監督機能を強化することをめざし、業務執行の決定の多くを経営上の重要事項の審議・決定機関である経営会議などに委任し、意思決定の迅速化を図っています。

また、業務執行に係る責任を明確にし、取締役会機能の一層の充実・活性化を図るために、執行役員制度を導入しています。なお、2021年6月29日時点の取締役は社外取締役7名を含む15名、執行役員は取締役との兼務6名を含む34名です。

コーポレート・ガバナンスに関する報告書  
[https://www.mitsubishi-hc-capital.com/pdf/sustainability/governance/governance\\_report.pdf](https://www.mitsubishi-hc-capital.com/pdf/sustainability/governance/governance_report.pdf)

加えて、社外取締役（監査等委員である取締役を含む）、代表取締役、代表取締役の指名した社内取締役により構成されるガバナンス委員会を設置し、社長執行役員の指名や取締役の報酬などに関する事項、取締役会の実効性向上、その他の取締役会に関する事項について幅広く意見交換を行い、当社経営の健全性と透明性・公正性の向上に取り組んでいます。

## 取締役会の構成と各取締役の専門性

氏名	現在の当社における地位および担当	専門性				
		経営全般	金融	財務会計	法律 コンプライアンス リスク管理	国際 ビジネス
川部 誠治	代表取締役 会長	○	○			
柳井 隆博	代表取締役 社長執行役員	○	○			
西浦 完司	代表取締役 副社長執行役員	○				○
安米 香純	取締役 副社長執行役員 事業統括本部長	○				
井上 悟志	取締役 専務執行役員 財務・経理本部長	○		○		
佐藤 晴彦	取締役 常務執行役員 経営企画本部副本部長 財務・経理本部副本部長			○		○
中田 裕康	取締役				○	
渡邊 剛	取締役	○	○			○
鴨脚 光真	取締役	○			○	
佐々木 百合	取締役		○			
木住野 誠一郎	取締役 (監査等委員)	○		○		○
三明 秀二	取締役 (監査等委員)		○			
箕浦 輝幸	取締役 (監査等委員)	○				○
平岩 孝一郎	取締役 (監査等委員)	○	○			
金子 裕子	取締役 (監査等委員)			○		

## 取締役の選解任の方針と手続き

取締役会に対する取締役候補者の提案は、以下の選任基準に基づき、知識・経験・能力等を総合的に勘案して、社長執行役員が行います。また、取締役会に対する監査等委員である取締役候補者の提案も、以下の選任基準に基づき、監査等委員会の同意を得た上で、社長執行役員が行います。取締役会では、社長執行役員から各候補者の選任理由を丁寧に説明した上で、慎重に審議いたします。

また、取締役について、職務執行に関し不正または重大な法令等の違反があった場合や、その他選任基準に合致しないことが明らかになった場合は、適時に解任について慎重に審議いたします。

### 選任基準

1. 心身ともに健康で、業務の遂行に支障がないこと。
2. 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること。
3. 遵法精神に富んでいること。
4. 経営に関し客観的判断能力を期待できるとともに、先見性、洞察性に優れていること。
5. 社外取締役候補者については、上記1. ～4. に加え、(イ) 出身の各分野における経験・実績と識見を有していること、(ロ) 取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献できること、及び(ハ) 職責を果たすために必要な時間の確保が期待できること。
6. 再任の候補者については、任期中に各々が期待される役割を果たしていると認められること。

## 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方

当社の取締役会は、多様な職種・業界出身の取締役で構成され、かつ、多様性を確保するために相応しい規模の員数としています。

各取締役には、それぞれの経験に裏打ちされたスキル・能力を存分に発揮し、あらゆる角度から、高い識見を生かした経営監督を実践していただくことを期待しています。

現在、当社は女性の取締役を2名選任しています。また、外国籍の取締役は選任しておりませんが、豊富な国際業務経験を有する取締役を複数選任し、グローバルな事業展開に際して有益な発言を頂いており、取締役会は十分な監督機能を果たしているものと認識しています。

当社は、取締役の多様性は取締役会の機能強化のため重要であり、ジェンダーや国籍・人種はその考慮要素であると認識しています。他方で、その資質や能力が要求に満たないにもかかわらず、形式的・外面的な多様性を満たすために特定の属性の取締役を置くことは、取締役会の機能強化に向けた取り組みとしては必ずしも望ましいものではないものと考えています。ついでに、都度の経営環境に照らして必要なスキル・能力の発揮が期待できるか否かを第一義とし、望ましい人材をジェンダー・国籍・人種・年齢・キャリアなどの縛りなく選任することが当社における多様性のあるべき捉え方であると考えており、係る考え方に基づき、引き続き適切な取締役会の構成につき継続して検討していきます。

### 社外取締役の選任理由

氏名	選任理由
中田 裕康	大学教授としての学識や法律の専門家としての深い知見を生かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点により、独立社外取締役として取締役会の適切な意思決定および経営全般の監督に貢献することおよびガバナンス委員会の委員として取締役会に対する助言を通じた経営の健全性と透明性・公正性向上に貢献することを期待しています。
渡邊 剛	日本を代表する金融機関およびメーカーでの豊富な経営経験と内外の金融事業に対する高い知見を生かし、社外取締役として取締役会の適切な意思決定および経営全般の監督に貢献することおよびガバナンス委員会の委員として取締役会に対する助言を通じた経営の健全性と透明性・公正性向上に貢献することを期待しています。
鴨脚 光真	日本を代表する総合商社での豊富な経営経験と金融事業に対する高い知見を生かし、社外取締役として取締役会の適切な意思決定および経営全般の監督に貢献することおよびガバナンス委員会の委員として取締役会に対する助言を通じた経営の健全性と透明性・公正性向上に貢献することを期待しています。
佐々木 百合	大学教授としての学識を生かすとともに、国際金融に関する研究者としての卓越した知見や豊富な経験と、日立キャピタル株式会社における経営監督の豊富な経験を当社の経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点により、独立社外取締役として取締役会の適切な意思決定および経営全般の監督に貢献することおよびガバナンス委員会の委員として取締役会に対する助言を通じた経営の健全性と透明性・公正性向上に貢献することを期待しています。
箕浦 輝幸	日本を代表するメーカーでの豊富な経営経験と高い識見を生かし、2013年に当社取締役に就任した後は、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点により、社外取締役として取締役会の適切な意思決定および経営全般の監督に貢献頂いています。2021年4月1日の取締役就任後においては、監査等委員である取締役として、当社経営の健全性確保に貢献頂いています。
平岩 孝一郎	本邦の中央銀行や日本を代表する通信会社での経験および大手ホテルの経営などを通じた豊富な知見を生かし、2015年に日立キャピタル株式会社の取締役に就任(2019年6月からは取締役会議長)した後は、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点により、同社取締役会の実効的な運営、適切な意思決定および経営全般の監督に貢献しています。また、同社において監査委員長を務めたことから、委員会監査に関する豊富な実績と経験を有しています。2021年4月1日の取締役就任後においては、監査等委員である取締役として、当社経営の健全性確保に貢献頂いています。
金子 裕子	大手監査法人パートナーおよび大学教授としての豊富な経験と、会計の専門家としての深い知見を生かし、2020年に当社監査役に就任した後は、中立かつ客観的な視点から監査を行うことにより、当社経営の健全性確保に貢献頂いています。2021年4月1日の取締役就任後においては、監査等委員である取締役として、当社経営の健全性確保に貢献頂いています。

## 取締役報酬関係

### 基本方針

- 当社の役員報酬は、事業戦略の遂行を通じて、企業価値を増大させることを目的とし、役員のインセンティブにも考慮して決定する。
  - 報酬の水準は、中長期の企業価値の増大及び短期の業績向上の双方の観点から、市場水準も踏まえて、各役員の役割と職責に相応しいものとする。
- 当社取締役会は、上記の基本方針に沿って、ガバナンス委員会(社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)、代表取締役、代表取締役の指名した社内取締役が出席)において事前に説明し助言を得たうえで、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を以下のとおり決定しています。

### 取締役(監査等委員である者を除く)の報酬等の内容

#### ① 報酬体系

- 取締役(社外取締役および監査等委員である者を除く)の報酬等は、原則として、基本報酬(固定報酬)、年次インセンティブ報酬(業績連動報酬)および中長期インセンティブ報酬により構成され、年次インセンティブ報酬については賞与として金銭を支給し、中長期インセンティブ報酬については株式報酬型ストックオプションを割り当てることにより支給しています。
- 当社は健全な業績連動比率を保持することを目的に、業績連動報酬と業績連動報酬以外の支給割合を設定しています。また、短期業績のみならず中長期に企業価値を向上させるため、報酬制度においても短期および中長期のインセンティブ比率を適切に構築しています。
- 具体的には、業績連動報酬以外(基本報酬および株式報酬型ストックオプション)と業績連動報酬(賞与)との比率を、おおむね、1.3:0.3とする(基本報酬、株式報酬型ストックオプション、賞与の比率を、おおむね、1:0.3:0.3とする)ことを基本としつつ、個別の取締役ごとの役割や職責などを総合的に考慮して決定しています。
- 社外取締役(監査等委員である者を除く)については、監督機能の実効性確保の観点からインセンティブ報酬である賞与および株式報酬型ストックオプションは支給せず、基本報酬のみの構成としています。

#### ② 業績連動報酬

- 業績連動報酬である賞与は、業績と報酬の関係性を明確化する観点から、当社の成長を表す指標として経営戦略上重視する財務指標等を全社業績評価の指標(KPI)に設定することとしていますが、その目標値は、当社の計数目標として設定した親会社株主に帰属する当期純利益、ROE、OHRを用います。
- 代表取締役の賞与は、全額を全社業績評価に連動させ、全社業績評価の指標(KPI)の計画達成度に応じて標準額の0~150%の範囲で支給額を決定します。
- 代表取締役を除く業務執行取締役の賞与は、70%を全社業績評価、30%を各自の担当業務評価に連動させ、いずれも標準額の0~150%の範囲で支給額を決定します。
- 担当業務連動分は、代表取締役である社長が、定型の評価シートを活用して当該業務執行取締役の担当業務に関する業績・貢献度の観点から定量および定性評価を行います。業績における目標達成度のみならず、定量だけでは評価することのできない貢献度などの実績も適切に評価することにより、個々の取締役のインセンティブを向上させることを目的としています。

#### ③ 業績連動報酬以外の報酬

- 中長期インセンティブ報酬である株式報酬型ストックオプションについては、個別の取締役ごとの役割と役位に応じて割り当てる新株予約権の個数を決定し、支給します。
- 取締役が、担当または駐在地の変更を伴う異動により、自宅と離れた地域に居住する必要がある場合、当社は、当該取締役に対し、適当な物件を社宅として提供します(以下、当社が社宅を借り上げることに要する1カ月当たりの賃料の総額と、取締役より徴収する1カ月当たりの社宅料の総額との差額を、「社宅の提供に関する非金銭報酬」という)。
- 提供する社宅は一般標準的な物件とし、かつ、あらかじめ役位および地域別に賃料の上限を設定し、あらかじめ設定した割合に基づき算出される社宅料(上限を超過した場合は超過額の全額を加算)を、自己負担分として取締役から徴収します。

#### ④ 報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

- 基本報酬は、毎月固定の金額を所定日に支給します。
- 賞与は、前年度(4月～翌3月)業績に基づいて決定した金額を、毎年6月の定時株主総会の開催日以降の日に支給します。
- 株式報酬型ストックオプションは、取締役ごとに割り当てる新株予約権の個数を毎年6月の取締役会で決議し、7月に支給します(前払い)。
- 社宅の提供に関する非金銭報酬は、毎月、基本報酬と別に支給します。

#### ■ 取締役(監査等委員である者を除く)の報酬等の決定方法

当社は、役員の報酬等の決定に関して透明性・客観性を確保するため、報酬等の内容およびその決定方針等をガバナンス委員会において事前に説明し助言を得た上で、取締役会で審議することとしています。

取締役(監査等委員である者を除く)の報酬等の額は、株主総会(2021年2月26日)の決議により、基本報酬と賞与の合計で年額800百万円以内(内、社外取締役100百万円)、株式報酬型ストックオプションの付与に係る報酬等の額は年額150百万円以内、社宅の提供に関する非金銭報酬は月額2百万円以内とされています。なお、上記の株主総会決議においては報酬等の額に係る取締役(監査等委員である者を除く)の員数の定めはありませんが、上記の株主総会決議の効力発生時における取締役(監査等委員である者を除く)は10名(内、基本報酬のみが支給される社外取締役3名)です。

基本報酬と賞与の具体的な支給額、ならびに社宅の提供に関する非金銭報酬については、個別の業務や当社の状況に精通した者が一定の基準に基づき機動的に決定することが有用と考えており、株主総会で決議された上限の範囲内でその決定を代表取締役である社長に一任することとしていますが、個別の報酬額はガバナンス委員会へ事後に報告し、検証を行うこととしています。また、株式報酬型ストックオプションについては、各取締役に割り当てる新株予約権の個数を取締役会において決議することとしています。

#### ■ 監査等委員である取締役の報酬等の内容および決定方法

監査等委員である取締役の報酬は、監査の公正性確保の観点からインセンティブ報酬である賞与および株式報酬型ストックオプションは支給せず、基本報酬のみの構成としています。

監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会(2021年2月26日)の決議により、年額200百万円以内とされています。各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員会の協議により決定することとしています。なお、上記の株主総会決議においては報酬等の額に係る監査等委員である取締役の員数の定めはありませんが、上記の株主総会決議の効力発生時における監査等委員である取締役は5名です。

#### 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第399条の13第1項口及びハ並びに関係法令に則り、会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を以下の通り決議しております。今後も環境の変化に応じて適宜見直しを行い、より一層の改善・充実を図ってまいります。

なお、以下において、「当社グループ」は「当社並びに当社の子会社及び関連会社」を、「当社グループ会社」は「当社の子会社及び関連会社」を指します。

また、内部統制システムの当社グループ会社への具体的な適用にあたっては、当社グループ会社各社の事業内容、規模、重要性等に応じて適切な範囲で調整の上、適用するものとします。

#### ■ グループ管理体制

1. 当社は、当社グループとして基本的な価値観や倫理観を共有し、業務に反映させていくため、三菱HCキャピタルグループ倫理綱領・行動規範を制定する。
2. 当社は、当社と当社グループ会社間の経営管理方法を定め、当社グループ会社の業務の適正を図るとともに、当社グループ全体が強固な連帯感の下に活動することにより、当社グループ全体の経営効率向上、企業価値向上を実現するため、社内規程類を制定する。

3. 当社は、当社グループ経営管理のための各社内規程類に則り、職務分担に沿って当社グループ会社からの報告等を受け、当社グループの経営管理を行う。

4. 当社は、当社グループの財務報告に係る内部統制の管理・運営方法を定め、金融商品取引法等の規定に従って当社の財務報告が適正に作成されるよう、当社グループ全体の内部統制を有効に整備・運用する。

#### ■ 法令等遵守体制

1. 当社は、当社グループとして基本的な価値観や倫理観を共有し、業務に反映させていくため、三菱HCキャピタルグループ倫理綱領・行動規範を制定する。

2. 当社は、各種社内規程類及びコンプライアンス・マニュアルの制定及び周知を通じて、当社グループの役職員が法令及び定款を遵守することを確保するための体制を整備する。

3. 当社は、当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持・管理等に係るコンプライアンス委員会や、コンプライアンスの当社グループの統括責任者となるチーフ・コンプライアンス・オフィサー(リスクマネジメント本部長)及び所管部として法務コンプライアンス部を設置する。

なお、当社グループ会社は、当該会社の事業上固有の法的リスク等が存在する場合には、必要に応じて当社と連携のうえ、適切なコンプライアンス体制を整備する。

4. 当社は、コンプライアンス・プログラム(当社グループの役職員を対象とする教育等、役職員が法令等を遵守することを確保するための具体的計画)を策定し、その取組状況のモニタリングを実施する。

5. 当社は、当社グループの役職員等が不正行為等を当社に報告・相談する内部通報制度として、コンプライアンス・ホットライン制度を定める。

6. 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努める。

7. 当社グループを通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネー・ロンダリングの防止に努める。

#### ■ 情報開示体制

1. 当社グループは、会計基準その他関連する諸法令・規則に則り、当社グループに関する決定事実・発生事実に関する情報の開示を、適時かつ適切に行うための社内規程類を制定する。当社グループ会社は、必要に応じて当社と連携する。

2. 当社は、当社グループに関する情報開示の適正性や、情報開示に係る内部統制・手続の有効性等の審議に係る情報開示委員会を設置する。

#### ■ 内部監査体制

1. 当社は、当社グループにおける内部監査の計画・実施・報告及び改善指示に関する諸手続を明確にすることにより、監査に対する活動を円滑かつ効果的に推進するため社内規程類を制定する。

2. 当社は、内部監査担当部として監査部を設置する。監査部では、年間の監査計画に基づき、当社グループに関する内部監査を計画的に実施し、その結果を代表取締役に報告する。また、当社グループの監査対象先に対しては、発見事項の指摘・改善指導を行い、重要な発見事項の指摘・改善指導については、監査後に改善結果を当社監査部長へ報告させ、監査部より代表取締役役に報告することにより、監査の実効性を確保する。

3. 当社の監査部長は、必要に応じ当社の監査等委員や当社グループ会社の監査役等、及び会計監査人との間で、関係する情報を交換する等協力関係を構築し、監査の効率的な実施に努める。

#### ■ リスク管理体制

1. 当社は、当社グループ全体のリスク管理の基本方針、リスク管理体制と運営等を定めた社内規程類を制定するとともに、当社グループ会社においてもリスク管理体制と運営等を定めた社内規程類を整備する。

2. 当社は、当社グループの総合的なリスク管理のための体制を整備する。当社は、当社グループのリスク管理に係る委員会やリスク管理を所管する役員及び所管部としてリスクマネジメント統括部を設置する。
3. 当社は、当社グループの経営全般に係るリスクの現状および課題、その対応策等について、取締役会に報告する。
4. 当社グループ会社は、経営全般に係るリスクの現状および課題、その対応策等について当社に報告するものとし、当社は、必要に応じて取締役会にこれを報告する。
5. 当社は、当社グループのリスクのうち、主要なものを次のように分類した上で、それぞれのリスク管理規程において当該リスクの管理体制を定めるなど、リスク管理のための社内規程類を制定し、その整備の状況について検証する。
  - i) 信用リスク
  - ii) アセットリスク
  - iii) 投資リスク
  - iv) 市場リスク
  - v) 資金流動性リスク
  - vi) カントリーリスク
  - vii) オペレーショナルリスク
6. 当社は、当社グループの多岐にわたるリスクを総合的に把握したうえで、経営の健全性確保を図り、もって企業価値の持続的向上に資するとともに、顧客・株主・従業員・地域社会をはじめとするステークホルダーに対する企業としての社会的責任を果たすため、総合的なリスク管理・運営を行う。
7. 当社は、当社グループのリスクを特定・認識、評価・計測、制御、監視・報告することにより、リスクに見合った収益の安定的計上・適正な資本構成の達成・資源の適正配分等の基盤を提供し、総合的なリスク管理・運営を行う。
8. 当社は、定量的に評価・計測が可能な当社グループのリスクに関し、必要に応じてリスク資本管理を行う体制を整備する。
9. 当社は、当社グループの危機事態における対応の基本的な考え方及び判断基準を明確にするとともに当社グループ会社と共有することにより、業務全般の運営の継続及び通常機能の回復を確保し、当社グループの損失を最小限に食い止めるために必要な体制を整備するべく、社内規程類を制定する。当社グループ会社は、各社において社内規程類を制定する。

## ■ 職務執行の効率性確保のための体制

1. 当社は、当社グループの経営目標を定めるとともに、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。また、当社グループ会社は、当社グループの経営目標・経営計画に基づき、適切な手法に基づく経営管理を行う。
2. 当社は、経営会議を設置し、取締役会は一定の事項の決定等を、経営会議における審議を経ることを条件として社長に委任する。経営会議は、当社グループの経営管理を含む重要事項の協議決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に検討する。また、経営会議の諮問機関として各種の委員会を設置する。
3. 当社は、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、社内規程類に基づく職制、組織体制等の整備を行い、職務執行を分担する。当社グループ会社は、社内規程類に基づき、必要な事項について当社に報告・相談等適切な連携を行う。

## ■ その他の取締役の職務執行に係る事項(取締役の職務執行の法令・定款適合性確保のための体制、情報の保存及び管理に関する体制、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制)

1. 当社は、経営上の重要事項について審議、決定を行うため経営会議を設置し、監査等委員会の選定する監査等委員はこれに出席して審議の内容を確認し、報告を受ける。
2. 当社は、取締役会における専決事項の他、コンプライアンス管理その他重要な意思決定事項について、取締役会、取締役の権限、責任を明確に定める。
3. 取締役会は、業務執行取締役の業務執行に関する重要な情報の報告を受け、これを確認するほか、内部通報制度を活用する。
4. 当社は、取締役の職務の執行に係る重要な文書等について、社内規程類の定めるところにより、保存・管理を行う。
5. 当社は、当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項について、社内規程類の定めるところにより、当社への報告等を求める。

## ■ 監査等委員会の職務を補助する使用人に関する体制

1. 監査等委員会の職務を補助するために、当社に監査等委員会室をおく。
2. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を監査等委員会室におく。
3. 上記の使用人は監査等委員である取締役を除く取締役の指揮命令に服さない。
4. 上記の使用人の人事異動・懲戒を行うときは、事前に監査等委員会の同意を得るものとし、当該使用人に係る人事評価・報酬等を決定するときは、事前に監査等委員会が選定する監査等委員の同意を得るものとする。
5. 業務執行取締役は、上記の使用人が監査等委員会の職務の補助を円滑に行えるよう、就業環境等の整備に協力する。

## ■ 監査等委員会への報告に関する体制

1. 取締役、執行役員等及び使用人は、次の事項を遅滞なく監査等委員会又は監査等委員会の選定する監査等委員に報告しなければならない。
  - (1) 当社に著しい損害(信用の失墜を含む)を及ぼすおそれのある事実を発見した場合又は著しい損害が発生した場合は、直ちにその旨(重要な訴訟に関する事項を含む)。
  - (2) 取締役が整備する内部通報制度による通報の状況。
  - (3) 反社会的勢力との取引排除・関係遮断に関する管理の状況。
  - (4) その他監査等委員会が報告を求める事項。
2. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、前項に定める事項が発生した場合には遅滞なく監査等委員会又は監査等委員会の選定する監査等委員に報告しなければならない。
3. 監査等委員会の選定する監査等委員は、職務執行に必要な情報を交換するなどの方法により、当社グループ会社の監査役等と緊密に連携する。
4. 取締役、執行役員等及び使用人は、監査等委員会の要求があった場合には、監査等委員会に出席し、必要な資料を添えて説明しなければならない。また、監査等委員会の選定する監査等委員の要求があった場合においても、同様の説明義務を負う。
5. 当社は、監査等委員会又は監査等委員に1.の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として、一切の不利益な取扱いをしない。
6. 当社は、内部通報制度を用いて通報したことを理由として通報者に対して一切の不利益な取扱いをしないこととし、社内規程にこれを明記するとともに、社内研修等を通じて全従業員に周知する。

## ■ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務に係る方針

1. 監査等委員会室は監査等委員から費用の前払その他支払に関する請求があったときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なないと明らかに認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

## ■ その他監査等委員会の監査の実効性確保のための体制

1. 監査等委員会は、取締役、執行役員等及び使用人から定期的に事業の状況について聴取を実施する機会を設けるとともに、社長、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を実施する。
2. 監査等委員会は、専門性を要する案件については、必要に応じ弁護士、会計監査人等に意見を求めることができる。
3. 監査等委員会は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。
4. 監査等委員会は、内部監査部署と連携して、定期的又は随時、子会社を含めた事業所等の監査を行い実態を把握しつつ、監査の実効性の向上に努める。
5. 監査等委員会の選定する監査等委員及び監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、経営会議、委員会その他の重要な会議に出席し、必要な発言をすることができるほか重要書類の閲覧ができるものとする。
6. 監査等委員会の選定する監査等委員は、当社及び子会社に対して事業の報告を求め、又は業務及び財産の状況の調査を行うものとし、当社及び子会社は協力するものとする。
7. 内部監査部署長の人事については、監査等委員会の選定する常勤監査等委員と事前に協議を行うものとする。
8. 内部監査部署は、監査等委員会に内部監査計画、内部監査結果および重要な内部監査関連規程の改廃について報告を行うとともに、監査等委員会からの情報提供、調査・報告に係る要請があるときは、これに応じるものとする。
9. 取締役、執行役員等及び使用人は、監査等委員会規則、監査等委員会監査等基準および内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に基づく監査等委員会の職務執行につき、必要な協力を行う。